

第 57 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2014 年 6 月 4 日 15:00～18:00

◆会場：財務省 4 階会議室

◆議題

NGO からの議題

1. G20（税の透明性）及び栄養（Scaling Up Nutrition-SUN への来年度以降の拠出予定、これまでの拠出の成果など）
 - 第 1 部：G20 における税について
 - 第 2 部：「栄養への取り組み拡充（Scaling Up Nutrition : SUN）」のこれまでの成果と今後の拠出方針について
2. 世界銀行のセーフガード政策改訂について
3. カンボジア・鉄道改修事業（ADB 融資案件）による住民移転・補償問題解決のための救済行動計画（RAP）について
4. ラオス・ナムニアップ 1 水力発電事業（ADB・JBIC 融資検討案件）をめぐる影響住民・市民社会との協議について
5. インドネシア・バタン石炭火力発電事業に関する移転・補償計画の策定プロセスと人権侵害について
6. ボガブライ炭鉱拡張プロジェクトにおける国際協力銀行（JBIC）環境社会ガイドライン上の問題について
7. インド・クドゥキ石炭火力発電事業及びメジャ石炭火力発電事業における JBIC の環境社会配慮について

◆参加者

財務省側

武内良樹（大臣官房審議官）

米谷光司（大臣官房参事官）

大澤裕次（大臣官房企画官）

陣田直也（主税局参事官室参事官補佐）

大石一郎（開発機関課課長）

大江亨（開発機関課課長補佐）

杉浦達也（開発機関課課長補佐）

小荷田直久（開発機関課課長補佐）

栗原久江（国際機構課課長補佐）

河野真樹（開発政策課課長補佐）

山岸秀彬（国際局参事官室課長補佐）

NGO 側

堀江由美子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
吉村美紀（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン）
高橋真美（ワールド・ビジョン・ジャパン）
鰐部行崇（日本リザルツ）
福田健治（メコン・ウォッチ）
木口由香（メコン・ウォッチ）
遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
高橋布美子（メコン・ウォッチ）
満田夏花（国際環境 NGO FoE Japan）
川上豊幸（熱帯林行動ネットワーク）
原田公（熱帯林行動ネットワーク）
江刺家由美子（気候ネットワーク）
田口恵（気候ネットワーク）
望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）
田辺有輝（JACSES）
木元典子（JACSES）

財務省ご挨拶

MOF 武内：

かれこれ2年くらい参加させて頂いた。この会がどういうものかも分かって来た。2月以降にあったことを申し上げますと、まず、各開発金融機関の総会があった。IDB のブラジル、世銀はワシントン、ADB のアスタナ、EBRD のワルシャワ、アフリカ開発銀行はルワンダのキガリなどの各総会が終わって一つの区切りがついた。各総会で NGO の方々とお話する機会があった。どの開発金融機関も NGO との対話の機会は設けている。総会の場に限らず、国ベースでもこのように対話の場を持つことは大切であると思っている。

日本が何を主張したかについて、一つは防災の関係である。東北の大震災の経験を踏まえてもあるが、災害を免れる国はないので、災害が起きた後もさることながら、仮に災害が起きた時にダメージをどれだけ最小化するかとの防災の観点が重要だと主張した。結果的に東京に世銀の防災ハブができ、IDA の17次増資でも防災の重要性が認識され、防災が主流化されたことは評価できる。グローバルヘルスについても日本のテーマの一つとして主張している。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを定着することによって、中間層の育成をできないかもやっけていて、今後も大事なことである。

そして、アジア開発銀行の関係で最近動きがあるのは、アジア開発基金と通常資本財源（OCR）をうまく統合するかたちで、アジア開発銀行が動員できる資金の量を増やす試みも始まっている。まだまだ各

国の財政が厳しい中で、開発途上国のニーズが高く、各開発機関が工夫をしてニーズに応えるよう資金の動員を図るために知恵を出し合っているところなので、その動きにも日本としては引き続き支援していきたい。

IDA ではローンによるコントリビューションの動きがあったし、アフリカ開発銀行ではアフリカ・フィフティというファンドを作り、インフラを活発にしていこう動きもある。米州開発銀行でも民間部門の強化がある。各開発金融機関が知恵を出し合っているので、パイを大きくして、大事なものに使うことは大事であると思っている。

定期協議では、栄養が行き届かない子どもたちの測り方について提言頂き、それを反映させるべく発言した。教えて頂くことがたくさんあり、非常に助かっているが、2年間やらせて頂いた印象を申し上げると、扱うテーマが固定化してしまっている。前にも申し上げたが、動きがあれば喜んで議論に応じられるし、議論が建設的に積み上がっていくが、なかなか動きがない中で同じ質問があり、同じようなお答えをするのは我々も心苦しいし、みなさんも不完全燃焼があるかもしれない。もう少し知恵を出し合えたら良いと思う。今回は税の透明性について、新しいテーマを頂いた。新しいテーマが出てくると、我々がどう思っているかを申し上げることができるし、角度を変えた形で議論ができると思う。

さらに言えば、可能であればみなさんから頂いた質問に我々が答えるだけでなく、あるテーマについてみなさんがこう思っているといった議論の形もあって良いと思う。例えば栄養の行き届かない子どもたちにこういう背景があって、こういうことが足りないなど。増資の関係でいえばフラジャイル・ステートについて、日本の NGO の人たちはどう思っているのか。日本ならではの提言としてどんなことがあり得るのか。そういったことをお話し頂いて、我々からも質問させて頂く。そちらからお話し頂いて我々が質問するような時間枠を設けてみるのも、今までの NGO 協議会に変化をつける上ではありかと思っている。次回は秋ごろになると思うが、少しずつ変化していく NGO 協議会であつたら良いと思っている。

田辺：

協議会の仕組みとしては、NGO 側だけでなく、NGO・財務省双方が質問を出して議論することで始まっているので、答えることのできる NGO がいるかどうかは分からないが、ぜひ、財務省からの質問にも答えさせて頂き、議論させて頂ければと思う。

福田：

私がこの協議会に最初に参加したのは 1999 年で、ちょうど世界銀行が 'Poverty Reduction をトップの目標にしようと言いだした頃だった。財務省からそれをどう考えれば良いのか、NGO のみなさんと協議したいとの誘いがあって、協議会の半分からの時間を使って議論したことを思い出した。いろんな団体があり、統一した NGO の見方があるわけではない。活動の経験に基づいていろいろな意見が出た。そのようなテーマ設定は建設的だと思う。

議題 1 : G20 (税の透明性) 及び栄養 (Scaling Up Nutrition-SUN への来年度以降の拠出予定、これまでの拠出の成果など)

第1部 : G20における税について

堀江 :

まず、どうして子ども支援団体のセーブ・ザ・チルドレンが税の問題に取り組むかだが、国際的な援助総額を上回る不正資金の流出が見られている。途上国に税収が入るべきところが、タックスヘイブンなどに流れて、教育や保健、水、衛生、社会保障に使われるべきお金が流出している問題は当然ながら子どもたちにも影響を与える。途上国がGDPの20%を税収で得られれば、毎年25万人、毎日680人の子どもの命が救われるとの試算をしている。そういうことで近年、税の問題に重視して取り組んでいる次第である。

昨年のG8サミットでキャメロン首相が税の透明性の問題を重視して扱った。OECDの財源侵食と利益移転 (BEPS) 行動計画といった取り組みが進んでいると認識している。2月にシドニーでの財相・中央銀行総裁の会合の声明を見ても、財源侵食と利益移転行動計画を支持し、取り組んでいくと謳われているのは喜ばしいことだが、多くのNGOが懸念しているのは、この枠組みに途上国が入れていないことである。税当局間の自動的な相互情報交換の計画・パイロット・実施プロセスに途上国が入れないと、本来、途上国が持つべき情報が途上国に入らない。相互主義に基づくとのことで、途上国からも情報を出すことが条件になっているが、税当局のキャパシティが弱いところに負担をかけてしまうので、途上国に優遇的かつ効果的な参加ができるような措置をG20として取って頂きたい。

受益所有者のリストの公開登録や国別のレポートの義務化、多国間税務行政執行共助条約の署名に非協力的な国への働きかけ等を、引き続きG20を通して図って頂きたい。日本も財務省の浅川審議官がOECD租税委員会の議長として、行動計画を主導されていると認識している。日本のリーダーシップが期待されているところだと思うので、こちらも宜しく願いたい。

加えて途上国の徴税能力の強化も合わせて行っていく必要がある。グローバルガバナンスが開発途上国による国内資金調達を後押しするよう行動し、財政的・技術的支援を行うべきだと考える。昨年、サンクトペテルブルクでG20首脳が、世銀などの国際機関に対して要請した開発途上国の国内資金調達の能力向上に関するモニタリングと成果報告を実施するよう日本からも後押しして頂きたい。

MOF 陣田 :

途上国の意思決定への参加についてだが、現在 BEPS プロジェクトには OECD 加盟国のみならず、G20 メンバーの途上国である中国、インド、アルゼンチン、南アフリカ等 OECD に加盟していない国々も参加し、議論を行っている。彼らが途上国の代弁者として、途上国の立場を主張する形で議論が行われている。このように BEPS プロジェクトでは公式に途上国の意見が反映されるようになっている。また、OECD のアウトリーチ活動として非加盟国に対する関与を韓国や南アフリカ等でのセミナーを通じて行

っている。先月、東京でも G20 のタックスシンポジウムを開催し、パプアニューギニアやフィジーなど途上国を招いて議論を行った。技術的に追いついておらず理解するのに精いっぱい国もあるが、議論をできるだけオープンにして途上国の意見も聞いて進めていくことが G20・OECD の方針になっている。

情報交換をするにあたっては、途上国がその国の納税者の情報を集めなければならない。納税者情報を受け取る国において、守秘義務が守られていなければ情報提供はできない。また同様に、秘密を保持できない場合の罰則等が設けられていなければ、情報提供はできない。それを担保するのは通常、租税条約や税務行政執行共助条約だが、そのような条約の担保がなければ情報提供は厳しい。オーストラリアなどは、相互主義に基づかずとも情報を渡しても良いのではないかとやっているが、日本の考え方としては相互主義に基づきかつ条約の担保がなければ情報提供は厳しい。

徴税能力の強化について、日本は東南アジア中心に日系企業が多く進出しているインド・インドネシア・マレーシアなどでのアウトリーチ活動を支援していて、担当するユニットに日本人職員を派遣している。また、国税庁もバイでの支援を行っていると言っている。

MOF 大澤 :

受益所有者（ベネフィシヤル・オーナーシップ）のリスト公開登録については、昨年の G8 ロックアーンサミットにて法人及び法的取り決めが不正な資金の流れの助長に悪用されることを防止する G8 行動計画原則が合意され、公表されている。また、この原則に基づいて、日本を含めた G8 がアクションプランを作っており、これも公表されている。現在、その取り組みを G20 に広げるべく G20 腐敗対策作業部会（アンチ・コラプション・ワーキング・グループ）で議論が行われている。日本としても、G8、G20 の取り組みの推進を支持している。

堀江 :

受益所有者の公開について、日本側での動きとして、昨年、財務省の担当の方に、国内の受益所有者の公開については日本の税法上の調整で省庁横断的なタスクグループを作って検討を始めていると伺ったが、進捗について教えて頂きたい。

鰐部 :

アウトリーチについて、OECD で 2013 年 1 月から Tax Inspectors without Borders というプロジェクトが行われている。10 月に韓国で会合を開いている。私は NGO 側の委員として参加している。財務省の方もいらっしゃるし、JICA から OECD に出向している方もいらっしゃる。開発途上国の徴税能力を上げていくために先進国から Tax Inspector を派遣して、その国の徴税能力を上げていこうと、技術的な問題を解決していこうとのことで、パイロットプロジェクトが 6、7 くらい立ち上がっている状況かと思う。JICA の支援は参加している税務関係者から高い評価を受けている。日本の JICA のセミナー良かったと。ただ、Tax Inspectors without Borders はオランダなどヨーロッパが目立っていて、先行してルール作りが行われている印象がある。日本がどうなっているか見えない状況があり、JICA に問い合わせしたところ、財務省が来ているし JICA が関与するべきではないとのことだった。ボールが来ているのに

お互い見合ってしまったことにはなっていないか。どんな動きをしているのか、公表していった欲しい。

MOF 大澤 :

ベネフィシヤル・オーナーシップだが、関係省庁でどういう取り組みができるか、検討しているところである。もともとこの話は資金洗浄やテロ資金対策との文脈から出てきたもので、これを防止するために、いま日本である制度を使えないか、充実させることはできないか、法人が確認することを前提に関係当局が実質所有者情報にアクセスできる仕組みにできないかを考えているところである。

堀江 :

関係当局の確認以外に、一般市民が確認できるようにはならないか。

MOF 大澤 :

合意されている内容は、法執行当局・徴税機関など当局がアクセスできるというところ。一般公開はその後の課題になる感触を持っている。

MOF 陣田 :

Tax Inspectors without Borders の話だが、財務省としても認識はしているが、リソースが足りなくて手が回らないのが正直なところ。欧州が非常に熱心だが、日本は東南アジア向けに租税条約や移転価格等に関する技術協力を中心に支援している。このイニシアティブが重要であることは承知しているので、何ができるか考えたい。

鰐部 :

JICA の会合にはウガンダやザンビアの当局も参加していて非常に良かったとおっしゃっていた。

第 2 部 : 「栄養への取り組み拡充 (Scaling Up Nutrition : SUN)」のこれまでの成果と今後の拠出方針について

柴田 :

栄養については第 54 回と第 56 回にも取り上げさせて頂いた。IDA の成果指標に取り上げて頂き、皆様のご理解ご協力に感謝しているところである。栄養に関する取組みは、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、日本リザルツ、ワールド・ビジョン・ジャパンの 3 団体で取り組んでおり、徐々に国内でも栄養について取り組んでいくモメンタムが生まれつつある。議員連盟設立の機運も高まっているし、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの 1 分野として捉える発言を 1 月に安倍総理がアフリカで行った。ポスト 2015 開発アジェンダの中でも重要なフォーカスエリアのひとつとして最新のドキュメントに入っている。私たちはこのような動きを歓迎している。

日本は栄養改善に知見と経験を持っており、日本の得意分野である。私たちは子どもの健やかな成長を

目指して活動している NGO だが、年間 660 万人の 5 歳未満の子どもが亡くなっているが、その 45% に栄養不良が起因していると言われている。安価な方法で防ぐことができる確立された手法があるので、積極的な取り組みを日本発でやって頂けないか。議員連盟設立の機運もあるし、官民連携で何かできないかとの動きもある。Scaling Up Nutrition (SUN) という世銀の信託基金は、日本も積極的に設立に関与されている。日本のイニシアティブで生まれたものとの理解なので、ぜひこの動きが活発化するよう力を入れて頂けないか。

質問は 2 点あり、1 点目は、第 54 回の定期協議で SUN について 2011 年から 2014 年で 2000 万ドルを拠出予定と伺った。現時点での SUN の成果について教えて頂きたい。2 点目として、今後の拠出方針について教えて頂きたい。

MOF 大江 :

2008 年の TICAD4 で信託基金の創設に 200 万ドルの拠出を行った。2010 年のムスコカ G8 サミットで日本として 5 億ドルの保健分野への支援を表明し、その一部で SUN への 2000 万ドルの支援を表明した。これまで必要な予算措置を行った。最初の 200 万ドルについては当初の目標は達成しており、2 月の協議でも申し上げたが、国別の栄養政策の策定、具体的なプロジェクトの実施と一部は IDA の資金を活用して事業開始に至っている。現在、第 2 段階に移り、途上国のニーズの洗い出しや案件形成を進めるとともに、必要な資金の手続きを進めている。現段階で今後の拠出方針だが、必要な予算措置は行っているが、進捗を踏まえながら今後については検討したい。いずれにしても栄養問題は日本政府も力を入れており、大変重要な分野だと思っている。これからもみなさんの知見を頂きながら深めたいと考えている。

柴田 :

ニーズの洗い出しと案件形成では、どれくらいの国で、どれくらいの案件数があり、こういった代表的なものがあるのか。

MOF 大江 :

具体的に数字として固まっているわけではないが、例えば国別の栄養政策では、基本プランを作った国は第 1 段階で 8 か国ある。14 か国で政策対話などプロジェクトの準備をしている。訓練やキャパシティ・ビルディングも第 1 段階でアセスメントを行った国が 5 か国あるし、6 か国ではキャパビルのプロジェクトを開始している。計画を作った国は徐々に具体的なプロジェクトにといったことでさらに深めていくと、国の数は断定的には申し上げられないが、できるだけ対象国を広げていきたい方向性はある。

鰐部 :

今のご発言の中で、「必要な予算措置を取りながら」との話だったが、2015 年以降について、予算については検討していると考えて良いのか。

MOF 大江 :

2015年の要求についてはまだできていないが、栄養が重要な分野とは認識している。

柴田：

私たちも現場で栄養に関するプロジェクトをいくつか行っていて、例えば、ベトナムでは栄養クラブという活動を行っており、医療機関もない末端のところにヘルスワーカーが行って、地方のお母さんたちに栄養のある料理の仕方を地域で available な食材を使ってお伝えして、母子保健に関する情報もそこで伝える活動を地道に行っている。ベトナム政府でも重要性を認識されて、政府で協調しながら全国展開する方向性になっている。栄養について重要な取り組みだとお言葉があったが、現場の知見もインプットさせて頂きながら、SUNの取り組みも拡大を検討頂ければと思う。

議題2：世界銀行のセーフガード政策改訂について

田辺：

世銀のセーフガード政策の改訂は2年ほど前から話はあったが、キム総裁が戦略・組織の見直しをするということで作業が中断していたが、4月の総会あたりから再度動きが出て来て、7月にCODEでドラフトが議論させると聞いている。だから、このタイミングで議題を出させて頂いた。セーフガード政策と同時にCountry Partnership Framework (CPF) が提唱され、5月末に理事会検討が行われており、セーフガードに関する側面について質問を出させて頂いた。

質問が長くて恐縮だが、8点ある。1点目は遵守に時間的柔軟性を持たせようという提案がなされていて、これについて見解を伺いたい。

2点目として影響を受けやすい／差別を受けやすいグループへの配慮とエンパワーメントの強化について、特に2月に世銀がウガンダの反同性愛法策定に反対して融資停止を決定したこともあり、性的マイノリティへの差別問題が、世銀で取り上げられている。障害者やジェンダー・子どもなどの配慮・エンパワーメントの方向性についていかがか。

3点目として融資除外リストの作成ということで、ADBやIFCは融資除外リストを持っているので、世銀として除外リストを持つべきではないか。

4点目として、以前お話しさせて頂いた開発政策借款(DPLs)について、セーフガード政策を適用すべきかについて、また、開発政策借款のセーフガードの状況について評価に含める可能性について、お聞きしたい。

5点目として気候変動への対策として、これまでのセーフガード政策では気候変動への十分な配慮はなされていないので、世銀の方針をどうするか。

6点目として世銀とIFCのハーモナイゼーションが謳われていて特に生態系の分野ではIFCが柔軟化し

た政策を掲げていて、IFC とハーモナイゼーションをすると世銀の基準が弱まってしまうとの懸念がある。

7 点目として、非自発的住民移転の話で、ADB では被影響住民に対しての生計の向上または回復を要件としていることに加えて、貧困層や影響を受けやすい人々に対しては向上を求める要件が含まれている。世銀も同様の規定を含めるべきだ。

8 点目としては Country Partnership Framework については、コンサルテーションへの住民参加や、作成段階での環境・社会・人権・ガバナンスなどのリスクの早期発見が重要である。

MOF 杉浦：

セーフガード改訂について、2 年前にこのポジションについてから田辺さんには協議会の場や個別面談の場でご指導頂き、だいぶ理解が進んできたと思っている。1 点目の遵守の柔軟化アプローチに入る前に、日本のセーフガード政策改訂へのスタンスとしては、現行のセーフガード水準を下回らない改革を行うことが基本だと考えている。時間的柔軟性を持たせるという提案の背景として、2010 年 6 月の IEG レポートを受けて、環境影響評価等の書類を事前に見るという設計から、実施面をより重視していった方が良いのではないかという報告があり、途上国では実施面に配慮しなければいけないという流れから出てきているものだと認識している。時間的柔軟性を持たせることになった時に、現行のセーフガード水準を下回るのかというと、必ずしもそうではない。なぜかというと時間的柔軟性を持たせても、世銀融資に当たって結局は同じような基準を満たさなければいけない。そこは実施面にも配慮する形で良いのではないかと認識している。

2 点目について、影響を受けやすい／差別を受けやすいグループへの配慮・エンパワーメントの強化については、私どもとしても同じように考えている。ただし、文化とか、その国の宗教観があるので、押し付けとは言わないが、こうしなければ絶対に融資を止めてやるというまでの話にするのは厳しいのではないか。IBRD の設立協定の 4 条 10 項には、借入国内の政治問題の干渉を禁止しているので、そういうところは配慮しなければいけない。今後、議論が進められるところではあるが、方向性は同じ方向を向いてはいるが、それが行き過ぎた形で押し付けになると話は違ってくる。

3 点目の融資除外リストについて、IFC や ADB は持っていて世銀はないという話だが、世銀も武器等についての基本的な基準はある。除外リストの中身次第である。世銀が仮に作るのであれば中身をしっかり見ていってということだと思う。これがないから問題が起きているという認識はしていない。

4 点目の開発政策借款 (DPLs) について、セーフガードを適用していくべきかという議論。DPLs に全くセーフガードがないことは良いかということ、DPLs に適用できる範囲で作ってあげれば良いということ、私は第 54 回に申し上げた通りである。プロジェクト融資と同等のセーフガードの水準を適用するかという少し話が違う。6 月 10 日の IEG による評価プランの検討で DPLs の包括的な評価を行うべきという点については、おそらく入ってくる。入ってこなければコメントを出してみようと考えている。

5点目の気候変動へのアプローチについて、世銀にこの質問を投げてみたところ、世銀としても借入国がESS1から10までのすべての義務の履行を支援し、モニターする責任を世銀が追っているという回答であった。世銀もしっかり行うところである。

6点目のIFCの方に水準が寄ってしまうとセーフガードのルールが弱まってしまうという質問だと思うが、全てIFCの水準になっていくわけではないと思っている。ここは初めて知った点なので注視していきたいと思っている。

7点目の生計の向上または回復をADBでは要件にしているという話であったが、世銀については回復だけということか。

田辺：

世銀は向上または回復を求めている。ADBはこの世銀の基準に加えて、貧困層や影響を受けやすい人々に対して生活水準の向上を求める要件が付いている。

MOF 杉浦：

この点についてもIFCとの水準のハーモナイゼーションは進んでいる。IFCの水準を見てみると生計の向上を要件にするという要件があり、世銀の新政策においても同じような方向なのだと思う。世銀に言われたことは、現在、向上または回復となっても、ADBと大差があるわけではないということ。今の書き振りで困っていることがあれば教えてほしいと、世銀から聞かれている。

質問8の世銀改革の柱であったCPFやSCDの導入の理事会発言について、5月27日に理事会があり、CPF・SCDは事務局の提案通りに承認された。国別戦略を策定するにあたって各関係者とのコミュニケーション確保が重要である、支援対象国の開発課題に対する世銀独自の分析が示されるSCDについて当面の間、何らかの形で理事会において議論されるべきだ、と議論された。日本理事からの発言としては、真の開発課題を捉えるためには、経済的な分析に限らず、広く政治、文化、歴史的要素も含めた分析を行う必要があることなどを一貫して主張してきた。世銀事務局からは一定の理解が得られたと考えている。SCD分析においては、ジェンダー配慮等の環境・社会配慮的視点も含まれる予定と理解している。

田辺：

質問1だが、これを認めていくと際限がない話になってくる。ここに書いてあることだけを読むとFinancialやTechnologicalなConstraintsが借入国にあって、そういう場合に時間的猶予を与えるという話だが、移転費用など環境社会配慮費用を積んでいないのに事業を始めることはあり得ないし、Technologicalに複雑な案件で、難しい案件は、さらに余計に融資前に見る必要があると理解していて、なぜFinancial and Technological Constraintsが出てきてしまうのか、未だ理解できない。仮に時間的猶予を与える必要が出てきたとしても、際限なく認めてしまっただけではいけないので、事務局が必要だというのであれば、一定の決まり事があって、それを検討していく話になるだろう。同様の話はJBICガイドライン改訂でも出ていて、EIAプロセスをやらなくても融資決定できるようなことを書こうとしていて、それ

は違うと思う。世銀の方でも際限なく行って良いのか、引き続き見ていって頂きたい。

2点目の話だが、参考情報まで、性的マイノリティの話は確かに政治的な部分もあり世銀の設立協定との絡みは懸念されている部分だが、世銀としても経済問題として分析を始めていて、例えば性的マイノリティへの差別によってどれだけ貧困に押しやられている状況かと、差別によってどれだけその国の経済にマイナスなのかの分析も行い始めている。政治問題は扱えないが、世銀は経済問題として扱おうとしている。そのあたりも含めて検討頂ければと思う。

4点目だが、ご回答をはっきり頂けなかった。DPLsを今回のセーフガード政策のスコープにするかしないか。スコープにして欲しいと求めているが、もしスコープに入れないとなると、別にDPLsのセーフガード基準が必要になってくる。セーフガード政策と別の政策体系を別途作るというのであれば一定の理解はする。セーフガード政策の改訂にあたっては、もともとのコンセプトの中で統合性を重視している。DPLsとプロジェクトと全く同じ基準で見ることができないはずはないので、同じ政策の中に入れたとしてもADBのように分けて対応することになる。セーフガード政策に入れないのであれば別の政策が必要だと思うが、どのようにお考えか。

5点目は、世銀の回答が十分ではないと思う。ESSというのは借入国に求める要件として設定するものである。ではESSを満たしているかを世銀がすべてチェックすれば良いのかというと、IFCは必ずしもそうではない。IFCの見るべき基準と言うのがIFCのポリシーの中に書かれている。例えば、採掘産業の透明性を図る政策は、IFC自身がしっかり見ていくことをIFCの政策の中に入れているので、それはIFCのパフォーマンス・スタンダードの中で必ずしも触れられていない点である。だから、世界銀行として今回、気候変動に対してどのような取り組みをするのが必要ではないか。一部は、前々回あたりに紹介した石炭へのスクリーニングアプローチを世銀は用意している。しかしこれはセクターに特化したものであるため、必ずしも世銀の気候変動へのアプローチ全体を統合したものではないと言える。だとすると世銀の政策として、全体のセクターを横断したようなものを今回のセーフガード政策に含めるべきではないか。

6点目は、具体的なことは後のボガブライの話に出て来ると思われるので、是非その部分もフォローして頂きたいと思っている。

7点目は、具体的なプロジェクトは思いつかないが、分かり易い考え方として、移転住民にとって新たな生活を始めるのは大きなリスクをはらんでいる。生計が回復して今までよりも高い生活水準で生活する人もいれば、マイナスになってしまう人もいるのだから、リスクの幅が存在する。特に貧しい人、影響を受けやすい人はそのリスクの幅が大きい。そのため回復するという条件で行ったとしても、回復していない可能性というのは通常の被影響住民よりも、水準を満たさない可能性が増えてしまうと考えている。その影響を受けやすい人に対して、回復ではなく向上という基準を置くことによって、そのリスクの幅をカバーすることがポイントなのではないかと思っている。

MOF 杉浦：

質問 1 について、お互いの立場が違うかと思うが、縛りなく際限なくということではないと思っている。どのような書きぶりになるのか見ていかなければと思う。際限のない移転の縛りについてどの様な所をよく見ておくべきかアドバイスをこの場で、又はメールなどを通して私に頂けると、世銀に対してこの件についてのコメントを書く上でも助かる。

質問 4 に関して、DPLs を今回の改定でスコープにするかしないか、そしてしないとすると DPLs のポリシーを作るべきというのは私も全く同じである。そもそも DPLs は入るか否かというのは私自身理解しきれていない部分があり、世銀も立場をあやふやにしている現実もある。入れるべきではないという意見も強く、入れない方向になると思う。その時に当然 DPLs に何らかのポリシーを作るべきだという議論はあると思うため、そこに乗っかっていくことを考えている。何もない状態にはならないと思うが、私の見込みとしては、セーフガードポリシーのパッケージに DPLs は入ってこないのではないかと考える。

質問 5 の世銀の回答が十分ではないことに関してだが、ESP の中には、対象事業に起因する気候変動に関する環境リスクに対して世界銀行は十分点検する必要があるということは明記されている。これでは不十分ということか。

田辺：

例えばセクター別では石炭のスクリーニングポリシーがある。プラスアルファとして、それらをセクターに依存しない形で、セーフガード政策として何らかの形のものを入れていく必要があるのではないかとということである。

MOF 杉浦：

セーフガードの中に気候変動に関するポリシーを含めるかどうか、私には現時点では分からない。世銀から言われているのは自分たちもしっかりやっていると来ているので、私も立場をどうするのか分からないが見ていきたいと思う。

質問 7 に関しては、世界銀行としても文言について向上という語を入れることに対する抵抗感はないと感じている。どのような文書が出てくるかは見ていくべきだが、向上という形になっていなければコメントを提出してみようと思う。

議題 3 カンボジア・鉄道改修事業（ADB 融資案件）による住民移転・補償問題解決のための救済行動計画（RAP）について

高橋：

カンボジア鉄道改修事業に関してだが、これは何回も取り上げている案件である。その間様々な働きかけがあり、プロセスは止まっているわけではなく、動いていることは動いている。しかし影響住民が直

面している問題の解決には至っていないのが現状である。私自身、普段はカンボジアに在住しており、今回 6 月 1 日に現地を訪問し、移転した住民の方の話を伺う機会があった。そのため現地の状況を報告させて頂けたらと思う。

移転地はプノンペンの中心地から約 20km 離れた場所にある。2011 年 9 月から 2011 年 11 月の期間に移転があり、現在 100 世帯弱の方が暮らしている。今回は 15 世帯の話を伺った。詳細なデータを取るようなきちんとした調査ではない上に、15 世帯と少ないが、現状として報告したい。毎日の生活が苦しいことは住民が一番話していた事である。例えば収入に関しては移転前と比較すると、回答者の感覚の部分もあると思うが大体 7~8 割減少したと述べた。彼らはプノンペンの市内に住んでいた人たちで、バイクタクシーのドライバーや工場での労働者、女性だと市場で商売をして収入を得ていた。世帯全体で 150~250 ドルという金額だが、収入はしっかりあったと述べていた。現在は中心地から離れてしまっているためプノンペンでの仕事は続けていけない。中には近くの工場で働いている者もいるが、短期の仕事をしているなど、毎日の収入は得られていない状況である。バイクタクシーをしていた方によると、バイクを維持していくお金もなく、バイクを売ってしまい今は無職の状態だと回答した。

この様に収入は激減しているが一方で支出は増えている。その主な理由の一つが交通費である。職場まで今まで歩いて行けたが、バイクを使わなければいけなくなり、一日 5 ドル以上かかってしまう。プノンペンの市内に行くときにさらにお金がかかり、交通費の負担が増えると述べていた。また、移転した際に家を建てるために、1500~2000 ドルくらいの借金をしている。しかし利息の支払いが皆さん高利で借りているので、毎月 150 ドルかかっている。その支払いだけでも収入がなくなってしまう、また金利すら払っていない状況であった。その結果、彼らは借金取りに追われている状況でいつ土地を差し押さえられるか分からない不安を抱えて生活しているとのことだった。

補償額についても、借金をしなければ家を建てられないとても少ない額しか受け取っていない。それに関して住民の方々は、そもそも資産査定に不備があったことを挙げていた。例えば、前の家は 2 階建てであったのに 1 階建てとして査定されてしまったことや、もっと広いはずであったのに狭く測定されてしまったことなどを住民の方自身が話していた。この点については質問の 2 にも関係するが、2 階建ての家であったけれど、1 階分としてしか査定されていないことに関して書類上には全く記載されていないため証拠がある訳ではないが、書類上では 1 階分として払われているようだ。

このプロジェクトには生計回復のプログラムが入っており、多くの住民が参加した。その内容が養鶏や養豚、キノコを栽培することが主であった。しかし、プノンペンから離れているので周りにあまり市場が無い。よってうまく育てられたとしても売れるかどうかはわからない。特に豚を育てるとなると移転地の隣の土地と密接していて、そもそも養豚が出来る様なスペースが十分でない上に、においなどの問題も出てくるため育てられなかったという声があった。キノコの栽培ですら場所が十分になかった。また、トレーニングを受けてやってみたが、元々は工場で働いていた方たちであるため、経験もなく皆さんあまりうまくいかなかったこともあり、現在このプログラムを続けている人はいないとのことだった。

一方でセービンググループという住民の方々が少しずつお金を貯蓄していき、必要な時はそこから借りるというプログラムは現在でも動いている様であった。しかし、そもそも日々の生活が苦しいような人々であるため、貯蓄に回せるお金もなくほとんどの人が参加出来ていない。借りたい人がプログラムに入っていない状況であることを伺った。簡単にではあるがこの様な話を聞き、とにかく住民たちはすぐに何らかの対応をしてもらわなければ、ここで生活をしていけなくなる。土地を差し押さえられ、ここを出ていかなければいけなくなるか、そうでなくても生活の維持が出来ないので部屋を借りるお金すらないけれどもプノンペンの近くに引っ越すことなどを考えていると伺った。現在、現地の NGO を通して ADB とも会合を計画している様であるが、7 月までに何らかの対応をして頂かなければ、住民たちは元に住んでいた場所に戻ろうと思っている、そうでなければ生活をしていけないと話していた。長くなったが現状を共有させて頂いた。

質問に入る。今回は住民の方が CRP（遵守審査パネル）の方に異議申し立てをして CRP が最終報告書をまとめ、それを受けて ADB の理事会が今年の 1 月 31 日に政策の不遵守を認め、その問題解決に向けた提案というのを承認している。それを受け ADB のマネジメントが救済行動計画 RAP をまとめホームページ上で公開している。今回はこの RAP の内容について 2 つの質問である。

1 点目は RAP には 6 つのスキームに分かれている。そのうち 2 つのスキームについてカンボジア政府の合意がとれていない。その 2 つと言うのは、(a)住民の移転時から生計回復プログラム開始までの期間の現金収入減に対する補償、(b) 移転が引き金となった債務への救済策の立ち上げといった重要な解決策である。何が障害になっていて合意がとれないのか。また合意を取り付けるために、財務省・日本理事室としてどの様な対応をされているかお聞きしたい。

2 点目の質問は、政府の合意は取れているが内容が不明瞭である補償不備支払いスキームについてである。これは先ほどの資産調査の不備に関連してくる。RAP では、カンボジア政府の省庁間移転委員会が、移転住民の資産調査（DMS）と補償契約をレビューし、ADB がこれを確認するとあるが、この記述では、資産調査自体の不備がきちんと検証されるのかが不明である。住民の方々は、これは単に書類上のレビューだけではないのか懸念している。先ほど説明した通り、書類上だけ見比べても不備は恐らく見つからない状況になっている。これについてどの様にレビューするのかをまず確認したい。そして内容についての見解も伺いたい。

MOF 小荷田：

まずは現地の最新の状況について御報告いただき御礼申し上げます。質問 1 について、御指摘の通り現時点ではカンボジア政府が、指摘された A・B について受け入れに承服しておらず、両者間で合意に至っていないと承知している。CRP の勧告を受けて、ADB が期限を区切って RAP を策定して今後のステップ、今後の方向性を示して、その中でこれまで合意したことと、これまでできていないことが明確になった。そういったプロセスの中でまだ両者の中で合意が得られておらず、引き続き協議中という状況である。いずれにしても、日本としては CRP から勧告を受け、理事会においても確認されたことであるため、これらについて出来る限り早期に合意が得られるべきものであると考えている。RAP にも記載されている

ことだが、AについてはADBが合意に向けて引き続き政府と協議していくことがしっかり書かれているので、我々としてもこの点はよく注視していく必要があると考えている。

それから、Bについて、債務への救済策だが Government does not agree とあるが、マイクロファイナンスの機関やNGO等の協力を得たスキームの設置をADBが支援することについては、カンボジア政府も反対しているわけではない、大事なことは影響を受けた住民に対して必要な補償がしっかりなされることが確保されるということであり、ADBとしてはそのような解決策も含めて今後の対応ぶりを検討していると聞いている。財務省・日本理事室としては、ADB事務局が引き続きこの問題解決のために努力してカンボジア政府としっかり協議を続けていくことを懇願している。

質問2について、この点についてはADB事務局に確認したところ、CRPで求められている補償支払のスキームの詳細についてはRAPで今後の方向性やステップなど、彼らなりに今後の詳細を示しているが、より一層の詳細については今後政府と調整すると聞いている。つまり、まだ具体的なことは決まっていない状況。繰り返しになるが、この件はCRPから勧告を受けたことであるので、勧告1にあるように住民がしっかり十分な補償を受けて早期に問題が解決することが我々としても重要と考え、事務局の努力を求めているところである。

高橋：

全体に対して、CRPからもこのRAPに対してコメントを出していると聞いているが、こちらは現地で公開を求めているが公開されていないと聞いたが、こちらは確認しているか分かるか。

MOF 小荷田：

CPRがRAPに対してコメントを出しているとのことか。それは確認できていない。そういう情報は来ていない。

福田：

相当前のことになるが私も現地に行ったことがある。それほど問題解決に相当長い時間がかかっており、かつ、その間、十分な対応がなされないまま、マネジメントがこの件について頑張っている認識ではあるが、現実の補償の改善、現場での改善がなされないまま、これだけ長い期間伸びてしまい、先ほどの債務の件のように、この間に状況はどんどん悪くなってきていることは、我々が今回学ぶべきことであると思う。

同時に、最終的にCRPが関与し理事会として今回のプロジェクトのコンプライアンスについて責任を持っていくところまで来たことは重要だと思う。原則として私たちが日本政府、理事室のみなさんと話をする際には、大きな節目、プロジェクトに賛成するかしないかの節目があり、これについては理事会のみなさんが投票権を持っているわけだが、その後の話は基本的には事務局がやっていき、それに対して日本政府にコメントを求めることしかできず、ボールはマネジメントと当該政府の方にある。ところが今回これだけCRPのプロセスが増えて、理事会としてどのようにこのプロジェクトを遵守に持ってい

くかを決めて、そして、今後の実際にプロジェクトの遵守が戻るのかどうかについて、理事会が今後の責任を持っていくことでこのプロジェクトはまた大きな節目を迎えた。

2点、1点は質問と1点はコメントしたい。まず、最初の1番の議題の Debt workout scheme の件である。カンボジア政府の同意が取れない中で ADB として、マイクロファイナンス機関や NGO の協力を得たスキームで物事を進めていくことはカンボジア政府も反対しないのでその方向も考えているという報告だったが、これは要するに ADB が委託をして、カンボジア政府が実施したことにならない形での Debt workout scheme を考えているのかマネジメントの考えとカンボジア政府の関係をもう少し詳しく教えてほしい。

2点目だが、補償の不備支払の件は今回の科目の中でもっとも重要な点であり、これがきちんとなされないと、いままで何の議論をして来たのかとなる。今後、RAP からさらに詳細化されていくが、私たちもプロセスを見ていき、随時コメントしていきたい。再三申し上げたが、最初の資産調査が間違っていることが、大きなボタンの掛け違いであり、今に至るまで尾を引いている。

私も現地に行ってみたが、2階建ての家が1階建てとカウントされていることは、資産調査票の紙を見たら分かる種類の問題ではない。今、マネジメントから提案されているアクションプランを拝見すると、住民の方とのコンサルテーションは含まれているが、新しい補償契約の案を持って行って個別の住民の方とのコンサルテーションを行う提案になっている。そうすると、やはりそもそもの資産調査の正確性についてのレビューは住民のところへは行かないとの疑念を抱かざるを得ないため、今回議題に出した。まずはその最初のボタンの掛け違いを直さなくてはならない。それを直すためには資産評価のやり直し、やり直した上での正確性についての異議申し立てがコアな部分であると思う。それが確保されなければ、永遠この議論が繰り返されてしまう。ぜひ、その点について、ADB が今後詳細化していくと言った今回の手続きの中で確保して頂きたい。

MOF 小荷田：

まず1点目の質問について、スキームの件だが、協議の中では債務と今回の件の因果関係は明確ではないというのがカンボジア政府の主張であるため、彼らは自らが主体となってスキームの立ち上げを行いたくはないと主張している。他方で CRP 勧告の中で、必ずしもカンボジア政府が主体となって立ち上げなければいけないと勧告されているわけではなく、何らかのスキームを立ち上げ、ADB のマネジメントがそれを支援するという趣旨の勧告であるので、そういう意味では、現在 RAP に書かれているマイクロファイナンスや NGO 等の協力・関与を得たスキームが出来上がり、最終的な補償がきちんと確保されれば良いと考えている。しかし、これ以上の詳細は分かっておらず、引き続き協議が続いているところなので、よく注視していきたいと思っている。

それから、2点目のコメントについて、確かに CRP の勧告の中にも DMS と呼ばれる資産調査の問題についての指摘があったが、繰り返しになるが事務局は DMS 資産調査の在り方、CRP の勧告を踏まえてその在り方を含めて、今後政府と調整していくと聞いている。

福田：

移転に伴う債務という意味では私たちがずっと支援をして来ている同じカンボジアのハイウェイワンという道路拡張の件があるが、この事業でもやはり ADB の手続きが解決策として取られた経緯があった。決して、カンボジア政府が最終的に絶対できない種類の問題ではなかろうかと思う。しかし、因果関係はわからない。お金は何かの目的のためにあるのではないので、それは誰にも分からないし、考え出したらきりが無い。それは問題解決には繋がらない。いずれにしても、その点についてはまた情報提供していきたいと考えている。

高橋：

先ほどの報告にもあったが、理事会の承認から既に半年近く経過し、住民の方々も時間が経過していることをすごく気にされていたので是非早急に問題解決するよう日本理事室からも注視して頂きたい。

議題 4：ラオス・ナムニアップ 1 水力発電事業（ADB・JBIC 融資検討案件）をめぐる影響住民・市民社会との協議について

木口：

ラオスで、ナムニアップダム水力発電所事業が ADB・JBIC の融資検討案件となっていて、そちらの影響住民と市民社会との協議についての問題を上げた。この事業は、関西電力が 45%を出資する事業だが、ラオスの首都ビエンチャン近郊ポリカムサイ県という場所で作られる水力発電事業で、タイへの電力輸出を目的としている。

まず、最初に伝えたいのは、ラオスの今の政治状況・人権状況についてだが、何度か伝えたようにマグサイサイ賞を受賞した社会活動家が強制失踪したと考えているが、政府の関与が疑われる形で失踪し、未だに全く情報がない状況である。そのことがラオスの育ち始めていた市民社会の言論を封殺してしまっているという非常に厳しい状況であることを認識して頂きたい。そのような中で、大きな事業、特に政府に対する批判の声を挙げにくい少数民族約 4,000 人が移転を強いられる非常に難しい事業だと考えている。

それに加えて、そちらが融資を検討している中で、ウェブサイト上では事業が建設中となっていて、道路工事が始まっていることが確認されている。2014 年 5 月 7 日には、公聴会を首都のビエンチャンにて開催した。しかし、こちらの参加要件に関して規制がかかっていたことが現地から報告されている。問題は大きく分けて 3 点。

環境アセスメントの要約版には、ラオスのエネルギー政策に反するだとか、タイとラオスのエネルギー供給に関する覚え書き（MoU）に一致しないというような理由で事業を実施しないという選択肢も十分に検討されていないと考えられる。これに対しては、もし同事業で、ダムによって影響を受ける少数民族の人びととの協議を行う前から、ダム開発ありきで進められていたのだとしたら、ADB の環境配慮政

策に違反している懸念を抱いている。

それから、セーフガード政策においても同様に十分な住民の参加が求められているにもかかわらず、道路建設が始まっている中で事業が進んでいるのであれば、住民としては自分たちの意見を言う機会を与えられず事業ありきで話を進められるのではないかと懸念がある。

さらに、ビエンチャンで開催された公聴会は、参加者をラオスに事務所を登録した団体に限定するものだった。ラオスの中で活動する NGO はラオス政府の認可を受けなければいけないことになっていて、個別に地方事業体などと契約をし、事業をやることは出来るが正式登録をすることは、たぶん 1000 万規模のプロジェクトを持って 1~2 年かかる登録手続きを経て許可されるものなので、当然メコンウォッチはそもそも参加することが出来ない。しかしそもそもステークホルダーには、事業に関心を持つ全ての人びとが含まれるとガイドラインに記載している中で、このような規制があることが如何なものかと考える。

質問だが、まず、事業を実施しないという選択肢が検討されていないこと、住民との協議は移転を前提としていたのではないか、合意形成が如何だったのか、公聴会の参加者を限定したことで、ADB として、セーフガード政策を守れたかどうかをどのように確認・担保しているのか。

2 点目だが、EIA の公聴会の前から同社は事業を建設中であると公表しているように見えるが、この点についてどのようにお考えになっているのか。このような事業を支援してしまうことに対して、財務省の見解を伺いたい。

MOF 小荷田 :

事務局に確認したところ、本件の現在のステータスについては ADB のシニアマネジメントにも図られていない段階であり、ADB として融資を行うかどうかの正式な組織決定はまだ行われていない。こうしたステージであるため、現時点で ADB のセーフガード政策の遵守の状況等について財務省から確たることを申し上げることは難しい。ただし、今後 ADB として正式に組織決定をして、融資を行うことになれば、当然 ADB のセーフガード政策は遵守されなければならない、理事会としてはその点については確認することになると考える。

このような段階にある案件であるため、あくまで ADB の担当部局レベルの回答ということでご理解願いたいのだが、

まず 1 点目の事業を実施しないとの選択肢の検討については、これは環境アセスメントへの記載が ADB としても不十分であると感じているとのことであり、事業主と適切に反映させるべく調整を行っていると聞いている。

2 点目の影響住民との協議については、事業実施団体が影響住民の多くを占めるモン族のスタッフを採用

し、影響住民との協議を担当させるなどして影響を受けている住民とこれまで長期にわたりしっかり協議を行っているというのが、ADB 担当レベルの認識である。

3 点目の公聴会がオープンかクローズかについて、ADB が事業実施団体に確認したところ、御指摘の通りラオス政府の方針に従いラオスに登録している事務所のみに個別にアナウンスを行ったとのことである。しかし、それと同時に現地の主要な新聞及び事業実施団体のホームページで公聴会のアナウンスを行うなど適切な対応が行われたと認識しているとのことであった。まだ ADB の組織決定がなされていない段階の案件であるため、日本政府としての見解を述べる段階ではないと考えている。融資を承認するか否かについても含めて、財務省としてのコメントは差し控えさせて頂く。

MOF 山岸：

JBIC も ADB と同じく融資を検討中であり、最終的な決定には至っていない段階である。引き続き、環境面含め審査を行っていく。JBIC から聴取しているところに基づき補足すると、本事業者は EIA を 2012 年にすでに公開し、それに基づき国家レベルで 6 回、対象地域の州・区レベルで 17 回、公聴会を実施している。その上で、2014 年 1 月に改めて公開された EIA は、これまでの公聴会でのやり取りや、ADB、第 3 者パネルからの指導、指摘を踏まえて 2012 年に作成、公開した EIA を修正したものであり、公聴会等での住民からの意向を EIA に反映していると聞いている。事業者としては、影響を受ける住民との間で協議をしっかり行っている過程である。セーフガードの基準の遵守が望めないわけではなく、引き続き環境面の審査を行っていくと聞いている。

木口：

別途、提出した資料を融資検討の際に参照して頂きたい。それから、主要な新聞に報道されたと指摘されたが、なかなかラオスの村落に住む住民が毎日新聞を取って見ることはないので、どの程度広く住民の方々に伝わったのかと我々は懸念している。

最初に話した社会活動家の方の失踪の件だが、日本政府も含めて、NGO だけでなく様々な方からラオス政府に問い合わせがあり、その後の捜査の進捗状況が取りざたされており、特に欧米では問題視されている。10 年程前からダライラマの件で話をしていることだが、環境社会配慮の事業をすることでラオス政府がきちんと人権や環境に配慮して、社会開発を進めていくことを皆さんがサポートしていくと確約していたが、ここに来てこのようなことが起きたことで 20 年前に戻ってしまったことを非常に懸念している。私どもと業務で協力関係にあった NGO の方でアメリカに最近移住された方がいる。このことは事実上の亡命であったと我々は考えている。そうした中で、自由で公平な議論が確保されて公聴会や住民との協議が進んでいると事業者の方が仰っていても私どもはそれを受け入れ、信じることは非常に難しい。特にこの建設予定地について、モン族が多く住む地域で政治的に非常にセンシティブな場所であった。歴史的にはモン族がベトナム戦争当時、アメリカに協力した方たちと、ラオス政府についての方たちの 2 派に分かれて激しく争った。戦争に深く加担し、その関係で戦争後にアメリカへ多くの方が亡命をした。そのような歴史的背景がある中で、非常に統治の難しい場所に本プロジェクトはある。また、そうした関係で軍の管理下にあった場所で NGO が現地を訪問することは難しく、現地からの情報を受け取

るのも困難である。そういった制約のある事業であることに配慮して頂きたい。

MOF 米谷：

答えではないが、ラオス情勢や本件について注視している立場からの見方や情報を提供して頂き、本件だけでなくラオスの案件を検討する際に参考になる。

木口：

是非、ナムトゥンIIダムから10年が経つので支援の成果がどうであったか、第3者的な立場から検討する時期が来ていると感じている。そういった点も含めて、ラオスの今後の発展のために公平な目で過去を評価するのも必要だと個人的に考えている。

福田：

ラオスという国で、政府が行うことに対して人々の見解をどれだけ表明できるかについて、もともと大きな疑念があった。例えば、1990年代の後半にADBが支援したナムトゥンヒンブンダムの建設があったが、下流に沢山水が流れて農業被害が生じた際に、NGOが調査活動をされて報告書を発表した。その後、この事業者が同じ村へ行き、同じ人にインタビューをして、全く問題はなかったとする報告書を改めて発表し直した出来事があった。1998年か1997年のことである。もともとそういう国である。1党独裁であり、直接みなさんが、批判することが難しいのは分かるが、こうした人権状況の改善を願っており、それがラオスでの支援活動の大前提だと考える。我々の見立てでは今回のソムバットさん失踪事件はそれが単発で起こったものではないと見ている。ラオス内で大きくなりつつあるNGOに対して政府の脅威になるものと捉え、ラオス政府がそれに対応するスタンスを強めていることの表れである。そうした流れの中でこのような失踪事件は起きたと見ている。

MOF 米谷：

ラオスと言うインドシナ半島の国には少数民族もいて、一方で、インドシナ半島の周辺国の発展もあり、日系企業も関心を持ちつつある。インフラの整備も行われつつあり、経済成長率も高い値を示しているが、それがどの様に、国内の少数民族を含めた社会的弱者の生活改善などに繋がっていくか大事な局面であると思う。我々は政府としてできることに限界もあるが、皆様のご意見を伺って、考えていきたいと思う。

議題 5：インドネシア・バタン石炭火力発電事業に関する移転・補償計画の策定プロセスと人権侵害について

満田：

この場でも何度か議題提起しているが、インドネシアのバタン石炭火力発電所については地元で大きな反対運動が起こっている。この事業は農地地権者約700人、小作・農業労働者約3,000人、また、漁民約10,000人が農地・漁場の喪失など生計手段に影響を受けることで、多くの人たちが反対し収用が難航してきた。このため、融資調達期限はすでに2度延長され、事業には遅れが生じている。土地売却を拒

否している地権者や事業反対派の住民に対する圧力が問題になっている。そうした問題に警鐘を鳴らすための要請書が今年3月8日付で住民からJBICに提出されている。この要請書の中には、JBICの住民への直接の聞き取りを含む現地調査を実施し、この事業に対する思慮ある判断、つまり融資を実施しないことを求めている。しかし、その後現地では人権侵害が強まっており、身に覚えのない罪状で反対派のリーダー2名が有罪判決を受け7か月の禁固刑を言い渡され、5月初めに拘禁されている。

まず1点目の事業に関する生計回復等を含む住民移転計画はJBICに提出されていない。環境影響評価EIAにも、補償措置、雇用創出計画、生計支援計画等、土地収用に関する具体的な施策が明記されていない。しかし、この様に、この事業においては、多くの地権者、小作人、漁民が経済的な損失を受けることになる。ガイドラインの運用上、JBICが参照することになっている世界銀行及びIFCの政策の中で物理的住民移転だけでなく、生計手段の喪失／経済的損失についても明記されているので、大規模非自発的住民移転だと考えることができる。だから、ガイドラインに則って、住民移転計画、IFCのパフォーマンス・スタンダードでは生計回復計画が策定され、JBICに提出されなければならないと、また、JBICはその入手状況をウェブサイト上に掲載し、公開しなくてはならないと考える。財務省としてはいかががお考えか。

2点目の質問は、この事業において、インドネシア政府当局が反対派住民らへの見せしめのために、住民リーダーを犯罪者に仕立て上げる、そして、抗議する住民らを治安部隊が暴力的な行為により弾圧するといった人権侵害があったと認識している。こうした度重なる地元での深刻な人権侵害を重く受け止め、日本政府としては、インドネシア政府に対し、人権侵害の早急な停止と再発防止を強く申し入れるべきではないか。財務省のお考えを伺いたい。また、住民の要請を真摯に受け止め、こうした人権侵害の状況、住民の懸念事項に関する事実確認にあたっては、JBICが住民への直接の聞き取りを含む現地調査を早急に実施し、融資の意思決定に反映すべきと考えるが、財務省のお考えはいかがか。

MOF 山岸：

本件に関しては、これまでもNGO協議会の場でもご指摘を受け、波多江さんにも一度お越し頂き直接ご説明頂き、当方としても注目している。しかし、まだJBICにおいてなお融資を検討中ということに変わりはない。

質問についてだが、質問1の住民移転計画に関する件についてだが、JBICのガイドラインをご覧頂くと、「非自発的住民移転」の項目には、「非自発的住民移転及び生計喪失の影響を受ける者」と、「非自発的住民移転」という言葉と「生計喪失」がはっきり書き分けられている。つまり、JBICのガイドライン上では、非自発的住民移転と生計喪失は明確に区別されていると考えている。だから、プロジェクトサイトに実際に住んでいる住民はいないと聞いており、事業者が合意に基づく生計手段喪失者への補償、具体的には小作人たちが、小作人たちへの補償を前提とした合意形成を進めている本プロジェクトは、JBICのガイドライン上の「非自発的住民移転」が発生する事業には該当しない。したがって、JBICガイドライン上は大規模非自発的住民移転計画書の作成は求められていない。住民移転計画に関しては以上の通りだが、生計喪失の影響を受ける方々がいるので、引き続き調査を行い適切な措置が講じられるべ

きことは当然と考えている。

質問2についてだが、JBICからは、現地で日系の関連企業の社員が拉致される事件が起きたことを受けて、以後安全を期した対策を取っており、その関係で、護衛を兼ねたインドネシア軍や警察を配備していると聞いている。しかし、事業者としては、地元住民との真摯な対話を継続しており、そういった脅迫や強権的な行動をとった事実はないと聞いている。質問の中で指摘のあった5人のリーダーの件については先ほど述べた日系企業の社員を拉致した疑いで逮捕されたと聞いており、インドネシアの法に基づいた措置であると認識している。その他人権侵害行為があったと指摘があったが、聞くところによれば反対運動を行う住民から泥や石、火炎瓶を投げつけられ、警備にあっていた軍隊や警察の関係者から負傷者が出たということであり、一方的な人権侵害があったと判断することはできないので、日本政府としてご指摘のような申し入れをインドネシア政府にすることは考えていない。

JBICは、環境影響評価の現地実査の一環として、事業者や政府が推進する本件の環境面を審査し、NGOの方々とも東京で面談を行ってきたところ。地元住民への直接の聞き取りについても、今後も事業者の土地取得に関する動きをフォローしながらJBICで検討していく。

満田：

最初の質問に対して、JBICのガイドラインでは非自発的住民移転と生計手段の喪失は分けているので住民移転計画は必要ないと言っているが、私たちもJBICの開催するコンサルテーションに参加し、ガイドラインの改正や策定に参加して来たが、物理的な移転だけではなく、土地収用に関わる生計手段の喪失も非自発的な住民移転に含まれているのは、JBICもIFCも世銀もADBも同じである。だから、先ほどの回答は少し変で、JBICのガイドライン上でも土地取得に関わる生計手段の喪失は非自発的住民移転の一つの要素としてケアしなくてはならない。文書のタイトルが生計手段の喪失とあるならば、タイトルはともかく生計手段の喪失の規模やそれに対する対策は策定されねばならないのではないのか。

MOF 山岸：

JBICのこのガイドラインが策定された際に14回にわたってコンサルテーションが行われたことは知っているが、その会合でどのような議論が行われたのかを把握していないので、そこについてはまた勉強させて頂きたい。確かに世銀のセーフガードポリシーやIFCのパフォーマンス・スタンダードを見ると指摘の通り相互を含むと書かれているが、JBICガイドラインの立てつけは、住民移転と生計手段喪失を書き分けた上で、住民移転に関してはそれが大規模非自発的住民移転であれば住民移転計画を策定しなければならないとされている。今回、回答するにあたってJBICにも確認したがJBICとしても書き分けられたうちの生計手段喪失にあたと解釈している。

満田：

この場にはコンサルテーションに参加したNGOが何人かいるが、少し補足して頂きたい。

田辺：

ちょっと覚えていない。

満田：

話を進めるが、私どもとしては文書のタイトルが土地取得による生計手段の喪失があるのであれば、それが生じる範囲や程度に対する対策が文書として JBIC に提出され、審査されなければならないと考えている。そしてそれは、世界基準であり、世銀や IFC、ADB の住民移転ハンドブックなどにも記されていると理解している。そして、JBIC もそれらに倣っていると理解している。

2 番目についてだが、事業者は脅迫または強権的な手段はとっていない。そして、軍隊などはむしろ住民側に泥や石や火炎瓶を投げつけられ、一方的に弾圧しているわけではないと言った。その情報は恐らく政府筋から得たものと思うがいかがか。

MOF 山岸：

政府からと言うよりは事業者から、あるいは事業者の情報として JBIC から聞いている。

満田：

住民の認識とはかなり隔たりがあると理解して頂きたい。住民としては、反対派リーダーを犯罪者に仕立て上げて見せしめにしたと認識しており、リーダーの拘禁に対して反発したところ治安維持部隊の武力的な行為によって弾圧されたと考えている。また、そのように報道もなされた。さらに、前回の定期協議の中でも指摘したが、これは住民だけが言っていることではなく、インドネシア国家人権委員会が今回の事業に関してインドネシア政府に提出をして、地元警察や国軍が介入することで用地売却強要に成り得るとして勧告している。住民が石や泥や火炎瓶を投げつけたかどうかの正確な情報を私は持っていないが、武装した強い立場にある部隊との衝突が一部で発生しており、住民が人権侵害だと感じているのは確かな事実である。JBIC の情報は一方的なもので、そういったものを排する為にも住民への直接聞き取りを行うべきと考えている。

さらに、JBIC ガイドラインは広い文脈で社会的合意も謳っている。このバタン石炭火力発電の紛争が起こっているという例を一つとっても、社会的合意からはほど遠いものと認識している。

MOF 山岸：

人権侵害とされる衝突について、かねてより色々のご指摘いただいているが、衝突について客観的に判断するのは難しい。JBIC や事業者から聞いていることもあるし、現場サイト以外でのデモや反対住民とインドネシア当局との衝突は、必ずしも、事業者が直接見聞きしたことはないかもしれない。客観的に何が起こっているのかについてはよく調査していく必要があり、引き続き、情報提供をして頂きたい。

満田：

1 つだけ補足だが、事業関係者が誘拐されたという話だが、私たちが住民側から入手した情報では、反対派の住民がいて、危険な状況の中、事業者が来てリーダー格の方が危険を察知して、安全な所へ誘導し

匿ったことを誘拐という風に解釈されたと聞いている。以上、波多江から聞いたことを話しているのですが、一部正確ではないかもしれないが、念のため補足させて頂いた。

MOF 米谷：

生計手段を喪失される方とも対話が行われ、補償についても事業者が協議をしている。まだ、プロセスの段階にあるが、今後、JBIC はその進展を踏まえて審査していこう。それから、様々な事件や衝突に関して述べると、インドネシアの捜査、司法が一部関わっており、私は知らなかったがインドネシア国家人権委員会というまさにインドネシア当局の人権監視機関が関わっているので、そういったところの動向も今後我々は注視していきたい。一般論では、インドネシアは大統領選挙も控え、インドネシアの独自の政治プロセスがあると思うので、この案件に関しては生計手段喪失の住民との話し合いの結果を見た上で JBIC はしっかり判断し、我々もそれを見守って行く。

満田：

他の方の発言もあるかと思うが一点だけ参考までに述べておきたい。一昨日、ミャンマーから来日した ODA 計画によって被害を受けたティラワの住民たちが JICA に対して異議申し立てをした。これは JICA のガイドラインに即した海外投融資、JBIC のそれと類似した性格のものだと思うが、この件は日本の信頼を損ねるものであると私は考えている。住民がこのような思いをして、東京まで来なければならなかったことを、JICA だけでなく日本全体の事として、重く受け止めて欲しい。環境ガイドラインに則って融資決定が行われるよう努力して頂きたい。

MOF 米谷：

ティラワの件も含めてガイドラインに則って合意がなされるよう、よく話し合っ、必要な補償を決めていくべきもの考える。JICA も JBIC も他のどの事業者も努力していると思うが、我々も今後とも努力していくよう求めていく。一方、異議申し立てについてだが、それは重く受け止めている。セーフガード手続きに実際に異議申し立てが行われたことで、異議申し立て審査役の方がしっかり審査し、対応がなされていくと思う。申し立てがなされるようなことにならないことが望ましいが実際にそのようなことが起こってしまった際のセーフガードによるフォローアップがなされることも一つの援助の仕組みだと思う。引き続き見ていきたい。

川上：

強制的には行っていないとの JBIC 見解だが、以前も人権委員会の話をしたが、生の勧告を翻訳して読んで頂きたい。インドネシア政府の中でも人権委員会は独立系の組織で、NGO の中でもその情報は信頼されている。だから、是非それを読んで、事業者側からの情報がいかに歪んでいるかを認識し、強制的な手段が使われており、それについてやめろという勧告がされていることを知って欲しい。国家の一部として独立の権限を持った彼らが調査、勧告をしているので、それらを知ったうえで改めて活動して頂きたい。ぜひ読んで頂きたい。

議題 6：ボガブライ炭鉱拡張プロジェクトにおける国際協力銀行（JBIC）環境社会ガイドライン上の問

題について

川上：

秋ごろから長いこと取り上げている件だが、1点に絞って話し合いたいと思う。最初から問題にして来たことだが、前回の会議の質疑の中で、確認したいことがいくつかある。

1点目は、重要な森林や重要な生態系についてはプロジェクトの対象にしないのが世銀のポリシーであった。前回の話し合いの中で代償措置があるとの説明であった。世銀やJBICに確認したところ重要な資源生息地においてプロジェクトはしない。代償措置が取られるのは、単なる森林や単なる天然資源、単なる自然生態系についてであり、その場合チェックする。認識を改めて頂きたい。

2点目は、これも関連する事柄でガイドラインに書いてあるが、別途JBICと話し合いの場を設け、あの場所が重要な自然生息地かと聞いたが、「例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域」で、重要な森林は「重要な自然生息地と認められた森林地域」と答えている。石炭鉱山開発が行われる地域は、これらの絶滅危惧種の動植物にとって重要な地域であると共に、先住民族コミュニティによって聖なる木とされる樹木が生息している地域でもあり、重要な森林で重要な生息地との判断が妥当な地域と考えられる。連邦政府も critically endangered ecological community と、1つの群落として貴重な絶滅生息コミュニティであるとしている。一般的に考えれば、重要な森林であると言える場所が伐採されようとしていることはとても大事な事と思い、提起させて頂いた。

その根拠として示されたのは、1) 絶滅危惧種と類似した種が広く分布している地域がありプロジェクトエリアを伐採しても大きな影響はないと考えられる、2) プロジェクトエリアは21年間かけて修復する、3) プロジェクトエリアは州有林内にあり伐採やレクリエーションなどに使われて既に人為的影響を受けている、4) 入札実施者が実施している、との説明であった。

私たちはこれら4つをそれぞれ検討したが、どれも最初に説明のあった重要な自然生息地の説明とは合致しない。どこにもこの4つのような判断基準は示されていないので、私たちとしてはボガブライが重要な森林、自然生息地には当たらないとする解釈に疑問を持っている。その森林と似た場所があるから、絶滅危惧種に指定されているにも関わらず、そこを伐採しても良いとは理解できない。まだJBICに問い合わせをしている段階なので、この件について他にどの地域で審査しているのか、本当にこの基準で審議しているかは分からないが、他にどのような事例があるにせよ連邦政府が指定した土地なので、重要な自然生息地でないのかと問わざるを得ない。また、2)についても、たった21年でその地域に生えている古木が生き返るとは思えない。修復はしない、乾燥地であるので草木が生えるかも怪しいと私たちは考えている。更にレクリエーションや他の人為的影響はあるが、これらを考慮して重要な森林であるかどうかを決めているわけではないので、根拠として挙げて良いものなのか。そして、人為的な要因で切られた木もあるが、残っている木もたくさんあるので、これも根拠には当たらない。更に、4)の承認も、代償措置があるからこそ、整合性も取れていないので、実質的に違反している。見解を再度お伺いしたい。

MOF 河野：

質問 1 については、ご指摘の通り、世銀セーフガードポリシー上、代替措置が明示的に認められているのは単なる自然生息地であり、「重要な自然生息地」のデグラデーション、貴重種の生息数急減を伴う変更を引き起こすプロジェクトは認められていない。JBIC は、本プロジェクト対象地は、重要な自然生息地や重要な森林には該当しないと判断しており、前回の説明においては、財務省としても、本件が単なる自然生息地であるという認識を前提に回答を行ったもの。それを踏まえ、今回の質問に答えさせて頂く。

前回の回答の繰り返しになるが、JBIC の FAQ における重要な自然生息地の解釈については、「保護区であること」、もしくは「保護区でなくとも、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種・危急種・移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域であること」、という 2 つの例示を示しているが、本プロジェクト対象地は保護区には属していないと承知している。その上で当方の事実認識としては、プロジェクトの絶滅危惧種植物群集、それと類似、同種の生態系が同エリア周辺にも分布していること、鉱山操業により影響を受けた土地が 21 年かけて修復予定であること、プロジェクトエリアはリアド州保有林内にあり、林業やレクリエーションなどに利用され、人為的な影響を歴史的に受けていること等を踏まえ、本プロジェクト対象地は、「重要な自然生息地」には当たらないと判断したもの。JBIC の FAQ で例示されている内容との整合性がとれていないとの認識はないが、仮に事実関係の真偽について具体的な疑義等があれば、JBIC に情報提供していただければ幸い。当方にいただければ、当方からも JBIC に確認したい。

川上：

1 つはこの地域は非常に重要で切ってしまうてはまずい。それ自体も問題だが、代償措置があれば条件づけて OK ということにしている。非常に重要なのは変わらない。もちろん代償措置になっていないとも指摘しているが、今回そこは置いておく。むしろガイドライン自身の解釈、実態はこういうことで良いのか、というのが疑問。FAQ にはこう書かれている、こういう理由があるから違うと言われたら、いったい何を信じたら良いかわからない。別途条件を後出しにするのでは、ガイドラインの中身が分からなくなるとは思わないだろうか。

MOF 河野：

直接的な回答にはならないかもしれないが、3 月 4 日の JBIC との会合において事実関係等、先にお話しのあったようなご指摘があったことは当方も報告を受けており、今般、本協議会が開催されるに当たって、当方としても改めて JBIC に現状等について確認を行ったが、指摘された点については、JBIC でも、現在、確認等を行っているところのようである。

解釈については一般論になってしまうが、重要な自然生息地について一律な解釈や定義付けを行うことは、難しいのが実際。JBIC においても、対象となっている国や個別プロジェクトの分野、内容等を見ながら、該当の有無について個別に判断を行っている。他方で、重要な自然生息地の解釈が恣意的であっ

てはならないのは、ご指摘のとおり。現在、JBIC のガイドライン改訂に向けて、コンサルテーション会合がまさに始まっているところと承知しており、例えば、今後、係る運用や解釈が適切に行われているか、同会合の場を活用して、各ステークホルダーを交えて適切に議論が行われれば、より良いのではないかと。

川上：

オーストラリアにおいてここに書かれている希少種・危急種・移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域は、EPBC というオーストラリアの法律で指定されており、この地域も指定されている。それ以外で決めるのが思い当たらない。また州レベルでも絶滅危惧種に指定されている。要するにガイドラインにないような状態に陥る、さらに別途重要だと受け止めている地域で、二重にかかっている地域なのにこういう理由ではずされるのはどうなのか。事実として文句を言うところが欲しい。異議申し立ては現地住民しかできないので NGO をとしてテクニカルな話を議論してチェックできる助言委員会のようなことをやってもらえるところがなければと思う。今回のケースはなんとかしてほしい。

田辺：

先ほどガイドラインの改訂プロセスが始まっているとの話だったが、これはガイドラインの改訂うんぬんの話ではなく、現行ガイドラインの運用の問題なのかと。結局ガイドラインを改訂したことでこういう解釈が行われてしまえば、ガイドライン改訂してもしょうがない。結局現状の FAQ、それから重要な自然生息地の定義は、世銀に書かれており定義は明確である。結局運用の部分で JBIC の運用の問題があり、おそらくガイドライン改訂の中でどうかと言われても。結局ガイドライン改訂ではこれはクリアできない問題なのではと思う。先ほど川上さんがおっしゃったが、結局、如何に誰もが納得できる運用のルールを積み上げていくかでは。JBIC だけでは運用ルールを積み上げるのに限界があるのでは。つまり第三者や専門家が入り、きちっと運用を積み上げていく必要性がまさに出ていると思った次第である。

MOF 河野：

コンサルテーション会合の性格としては、当方としても、ご指摘のとおりと承知しているが、今後の議論の場として活用できないかということで申し上げた次第。運用についてのご指摘は、貴重なご意見として頂戴したい。

川上：

是非、再度検討して頂いて本当にこれで良いのかどうか、一般社会に通る話かどうか検討して頂いて、じっくり見直しをして頂けると幸いです。

議題 7：インド・クドゥキ石炭火力発電事業及びメジャ石炭火力発電事業における JBIC の環境社会配慮について

田辺：

インドのクドゥキ石炭火力発電事業はすでに JBIC の融資が決定しており、メジャ石炭火力発電所はまだ

融資検討中である。早速質問に入るが、1点目は、環境社会配慮ガイドラインでは大規模非自発的住民移転が発生する場合には住民移転計画が作成され公開させていなければならないと規定させているが、この案件では住民移転計画が住民に公開されていないと理解している。これについてガイドライン上問題があるのではないかと。どのように考えているかをお聞きしたい。

2点目はクドウキ石炭火力発電所についてアルマティダムからの取水が想定されているが、このダムでは乾季に深刻な水不足が生じているので、この事業によって水不足が悪化することが懸念されている。ところがEIAではこの点は全く考慮されておらず、JBICはこの取水制限における優先順位を確認、つまり取水制限をする場合には優先的に飲料用水、灌漑用水を確保し、発電用の用水はそれらよりも優先順位は低いことを確認したのみだ。結局、アルマティダムのベースライン水量はどうか、あるいは予測推移データがどうかは確認されておらず、適切な環境社会配慮は行われてないと思われる。この点について見解を伺いたい。

MOF 山岸：

1点目については、JBICとしては環境社会配慮ガイドラインに基づいて次のような対応を実施していると聞いている。すなわち、両案件、クドウキの案件とメジャの案件の住民移転計画はインド政府の移転ポリシー及び事業者の移転ポリシーをもとに地域住民の代表者を含めた協議を経て作成されていることをJBICは確認している。次に、住民移転計画の策定過程においては用地取得、住民移転にかかる住民説明会も実施されている。そしてその説明会においては住民移転計画の要約版が提示されていることもJBICは確認している。以上を踏まえて、そのガイドラインの通り住民移転計画が作成されて関係者に公開されていると判断している。

2点目については、アルマティダムからの取水については、JBICは、事業者がカルナタカ州から許認可を得ていることをまず確認した。そして指摘があったところだが、事業者が乾季にダムの水が低水位になった場合にはダムからの取水は発電用用水を含めた工業用水よりも飲料水、灌漑用水が優先されることを確認し、周辺住民への影響がないことも確認している。さらに補足すると、低水位になった状況に備えて事業者の側では30日分の発電所稼働をカバーする容量の貯水池も別途設置していることも併せて確認している。以上の検討を踏まえてJBICとしては事業者が適切な環境社会配慮をしていると確認していると聞いている。

田辺：

この件はJBICとも話をさせて頂いている。1点目はまさにそういった説明はあったが、まず要約版と住民移転計画の本体とは違うということ、そして要約版を彼らが提示したと言っていて、配布・公開と提示は明らかに違っている。JBICに提示したものを見せてくれと言っても非公開だと言われた。このガイドラインの要件と今説明された実態は明らかに食い違っていると思っている。

2点目の話だが影響はないと言っているが、乾季の優先順位を見ただけで影響はないとは言い切れない。水量は取水制限を加える前の段階ですでに使われているので取水制限期間以外に火力発電所のために水

を使えば取水制限区間が拡大することは明確である。よって取水制限区間に影響がないと完全に言い切れるのかどうかはデータを見ない限りはそうは言えないのではないか。そして、30日分で乾季の取水制限を乗り切れるのかもデータを見てみなければ分からない。これはJBICと話し合ったときにカルナタカ州政府がOKを出したと言っていたが、それだけではなくきちんと見ていく。それはEIAについても現地当局がOKを出したからJBICは見ないとのことではガイドラインは必要ないわけで、ガイドラインは現地当局がOKを出したけれどもJBICとしてもきちんと環境社会配慮を確認すると謳っているガイドラインなので、そこはちゃんと影響を見る必要があると思っている。

MOF 山岸：

1点目の住民移転計画について配布・公開とおっしゃったが配布まではおそらくJBICのガイドライン上でも要求はされていないと思っている。ただ、確かに説明会の場で公開された住民移転計画は要約版ではあるが事業者はその影響を受ける住民、それからプロジェクトの所在する県の担当当局と、住民移転計画の内容や実施方法、進捗状況、補償の内容について複数回にわたって協議した上で住民移転計画を策定している。こうした協議を通じて、影響を受ける住民に対しては十分な情報が公開されていると考えられる。

それからダム那点についてはもちろん州の許認可を得ていけば無条件に、ではないと思うが、JBICとしてはそれも一つの要素として、さらに取水制限時における優先順位を確認した上で、事業者は適切に環境社会配慮を実施しているとの判断である。さらに、補足だが、JBICに問題意識は伝えて頂いたということで、ご指摘を受けて、水量や予測、水量データについては確認しているところと聞いている。

田辺：

先ほどの件でもそうだが、これも住民移転の公開についてはどう解釈しても今の説明では納得できない。ガイドラインの運用実態をひとつひとつこの協議会で事例を出して来ているが、やはり全体的に運用を再検討する必要があると思っている。そのあたりについて何かできることがあれば、ガイドラインの運用について何か改善すべき仕組みのアイデアがあれば教えて頂きたい。

MOF 河野：

例えば、コンサルテーション会合自体は、ガイドラインの改訂を目的としたものであると思うが、運用上の問題点についても、何らかの形で活用することは難しいのか。

田辺：

コンサルテーション会合は個別案件について協議する場ではないとお約束で始まっているので、これから案件の問題をひとつひとつ議論する場ではない。

MOF 米谷：

つまり、ガイドラインをどう改訂するかという文書だけではなく、運用の在り方をどうやって議論するかということか。それは検討課題ということで問題提起を承りたい。

川上：

1つは改訂する前にレビューという段取りになっていると思うが、レビューについても個別案件はやらないのか。

田辺：

個別の案件はやらない。

川上：

個別案件を言いながら、個別案件をどうしてくれというのではなくて、例えば具体的にこういう例があるので中身は実際こういう風に運用されていたので、ということで個別に事例をどうしろというのではなく最終的な行先はレビュー及び改訂であればそれで議論しようと思っていけばできるかもしれない。財務省もそういう話をする事で動いてもらえるならやる価値はあると思う。

MOF 米谷：

私もそのプロセスは担当していないのでこの場ですぐ答えられないが、承って相談したいと思っている。

本日も色々な種類それぞれ異なる問題を提起頂いて勉強になった。感想として、最初に武内から述べたが今後の議論は特定のテーマを設定して議論することもあっても良いのではないかとということだったが、改めてお話しを伺ってつくづく思ったのは、我々日本の政府、省庁にしても JBIC にしても、これだけ色々な分野で現場に出て活動意識を持って情報を持っている方々からお話しを伺えることはすごく恵まれている。それを日本の開発や取組みを良くしていく材料を頂ける恵まれた立場にある。

それについては我々も今後努力をしたいと思っているが、国際社会の中の動きは新興ドナーが出てきていて、アジアのインフラについても ADB、JICA、JBIC だけではなくてインフラファンドを作ろうという動きもあって情報収集をしたりする動きもあるわけだが、新しいプレイヤーが現れて来ている中でより良い途上国での開発・インフラ整備をどうやっていけば良いかが非常に大きな課題であると思っている。日本自身の援助は良くしようと思うが、そういうことで相手国といろいろ議論するにつけ、向こうの立場に立って考えると日本よりも他に借りた方が早いとのことに成りかねない。もちろん新興ドナーが出てきて日本の持っているリソースも限られているので補い合ってやっていけば良いが、こちらが高い水準のままやっていて、向こうはそうでないと何をやっているか分からないということになりかねないので、我々の目的は自分の庭先だけきれいにすれば良いということではない。相手国の経済開発をし、環境や住民への配慮もしなければいけない、そういった良い形で開発が進んでいかなければならない。どう国際社会で取り組めるかが大きな課題である。今後色々な機会に色々なテーマを議論させて頂ければと思う。

MOF 大江：

私からも最後一言だけ、冒頭、田辺さんから頂いたお話で、こちらからの質問も歓迎であるとの言葉を

頂いた。日本はこれまで防災や保健といった分野で日本の強みを活かせることでやってきたが、どこで日本の強みを活かせるかは絶えず見直していきたいと考えており、やはり現場を良く知っている皆さんの知見を活用させて頂きたいと思っている。例えば今日、話があった栄養、保健分野の一分野、そういうのをもっと深く、日本の強みを活かせる分野で売り出すことも一つの案だと思うし、そういった提案は次回こちらからこういうアイデアがあるとすればどうすれば良いかと問題提起をさせて頂くことも検討している。また内部で相談するが、そう考えている事だけ申し上げる。